

確認・検査・許可等手数料一覧

R7.4.1 時点

【確認・検査手数料】

○建築物

単位：円

床面積の合計（㎡）	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査 （有）物件	中間検査 （無）物件
30 以下	10,000	14,000	14,000	15,000
30 超～100 以下	18,000	16,000	16,000	18,000
100 超～200 以下	28,000	22,000	22,000	24,000
200 超～500 以下	38,000	30,000	31,000	33,000
500 超～1,000 以下	68,000	50,000	52,000	55,000
1,000 超～2,000 以下	96,000	68,000	69,000	74,000
2,000 超～10,000 以下	210,000	145,000	161,000	171,000
10,000 超～50,000 以下	360,000	204,000	234,000	244,000
50,000 超	660,000	391,000	439,000	449,000

※住宅用途において省エネ基準の適合性を仕様基準により確認する建築物の確認手数料および建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料には別途加算が必要となりますので、別掲載の加算手数料をご参照下さい。

※建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料については、別途建築物省エネ法のページでご確認ください。

※各種手数料は上記のとおりですが、計画変更、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、面積算定により金額が変わることがあります。詳細はお問い合わせください。

○建築設備・工作物

単位：円

	確認申請		完了検査
	計画変更有り		
小荷物専用昇降機	6,000	9,000	18,000
その他の建築設備	10,000	18,000	26,000
工 作 物	9,000	17,000	21,000

【許可・認定手数料】

単位：円

名 称		金 額
法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号、 2 号の仮使用認定申請		120,000
法第 43 条第 2 項第 1 号の建築認定申請		27,000
法第 43 条第 2 項第 2 号の建築許可申請		33,000
法第 44 条第 1 項第 2 号の建築許可申請		33,000
法第 44 条第 1 項第 4 号の建築許可申請		160,000
法第 48 条第 1 項から 13 項の建築許可申請	第 16 項第 1 号に該当する場合	120,000
	第 16 項第 2 号に該当する場合	140,000
	上記いずれにも該当しない場合	180,000
法第 51 条ただし書きの建築許可申請		160,000
法第 52 条第 10 項、 14 項の建築許可申請		160,000
法第 53 条第 6 項第 3 号の建築許可申請		33,000
法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、 4 号の建築許可申請		160,000
法第 55 条第 2 項の認定申請		27,000

法第 55 条第 3 項各号の建築許可申請		160,000
法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの建築許可申請		160,000
法第 57 条第 1 項の認定申請		27,000
法第 59 条第 1 項第 3 号の建築許可申請		160,000
法第 59 条第 4 項の建築許可申請		160,000
法第 59 条の 2 第 1 項の建築許可申請		160,000
法第 85 条第 6 項の建築許可申請		120,000
法第 85 条第 7 項の建築許可申請		160,000
法第 86 条第 1 項の建築認定申請	建築物の数が 1 または 2	78,000
	建築物の数が 3 以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$
法第 86 条第 2 項の建築認定申請	建築物の数が 1	78,000
	建築物の数が 2 以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第 86 条第 3 項の建築許可申請	建築物の数が 1 または 2	220,000
	建築物の数が 3 以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$
法第 86 条第 4 項の建築許可申請	建築物の数が 1	220,000
	建築物の数が 2 以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第 86 条の 2 第 1 項の建築認定申請	建築物の数が 1	78,000
	建築物の数が 2 以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第 86 条の 2 第 2 項の建築許可申請	建築物の数が 1	220,000
	建築物の数が 2 以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第 86 条の 2 第 3 項の建築許可申請	建築物の数が 1	220,000
	建築物の数が 2 以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第 86 条の 5 第 1 項の建築認定、許可取消し申請		$6,400 + (\text{建築物の数} \times 12,000)$
法第 86 条の 8 第 1 項の全体計画認定申請		27,000
法第 86 条の 8 第 3 項の全体計画変更認定申請		27,000
法第 87 条の 2 第 1 項の用途変更の全体計画認定申請		27,000
法第 87 条の 2 第 2 項の用途変更の全体計画変更認定申請		27,000
法第 87 条の 3 第 6 項の興行場等への一時的な用途変更の許可申請		120,000
法第 87 条の 3 第 7 項の特別興行場等への一時的な用途変更の許可申請		160,000